

きははいや西予！タクシー助成事業実施要項

1 西予市観光物産協会は、本市の観光資源の活用、タクシー事業者の支援と市外からの誘客を図るため、タクシー借用の経費の一部に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成対象期間 令和4年6月16日～令和5年2月28日

3 助成対象者

西予市に事務所を置くタクシー事業者及び、旅行業法の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業及び地域限定旅行業の登録を得ている者。

4 助成要件

- (1) 西予市内で観光施設、飲食店を2ヶ所以上企画に組み込むこと。
- (2) 参加者は、県内観光等促進事業(新みきゃん割)の対象となる地域在住者であること。
- (3) 各業界団体が作成した新型コロナウイルス対応ガイドラインを厳守のこと。
- (4) 「学校行事として実施する旅行」「国、地方公共団体、公的団体が実施する会議、研修旅行」又は「宗教活動、政治活動を目的とした旅行」でないこと。
- (5) 企画内容は事前に西予市観光物産協会に相談すること。
- (6) 他補助金との併用は不可。

5 助成対象経費及び助成金

- (1) 助成対象経費 タクシー借用費(2時間以上貸切)
- (2) 助成額 タクシー借用料金2分の1額(1日上限20,000円)
ジャンボタクシー借用料金2分の1額(1日上限30,000円)
- (3) 加算額

ア	ジオサイト等またはジオミュージアムを観光する場合	5,000円
イ	愛媛県外を出発する場合	20,000円

※加算額はタクシー1台あたり。ア、イは併用可

ジオサイト等とは、四国西予ジオパーク推進協議会の指定するジオサイト、みどころ、ビューポイントを言います。詳細は四国西予ジオパークホームページをご覧ください。
<http://seiyo-geo.jp/c/geopoint/>

(4) 助成例

- ① <タクシー借用費50,000円の場合>
県外を出発し(イ)、ジオミュージアムを目的地とする(ア)。
- ② <タクシー借用費20,000円の場合>
西予市内を出発し、ジオミュージアムを目的地とする(ア)。
- ③ <ジャンボタクシー借用費70,000円の場合>
西予市内を出発し、市内体育施設、飲食店を目的地とする。

	基本助成 (借用料金の1/2) (普通・小型車) 上限 20,000 円	基本助成 (借用料金の1/2) (ジャンボタクシー) 上限 30,000 円	ジオ関連 5,000 円	県外出発 20,000 円	助成額
①	●	-	●	●	45,000 円
②	●	-	●	-	15,000 円
③	-	●	-	-	30,000 円

6 補助対象台数

申請受付順で、補助額が当事業の予算に達した時点で終了する。

7 申請

助成を希望する旅行業者は、助成金交付申請書(様式第1号)を会長へ提出すること。

申請の受付は令和5年1月31日までとする。

8 助成金の交付決定

提出のあった申請書の内容等を審査して、予算の範囲内で補助金の交付の適否を決定し、交付決定書(様式第3号)により通知する。

10 中止等の連絡

交付決定を受けた後、中止又は要件を満たさなくなった場合は、速やかに中止等報告書(様式第2号)を提出する。

11 提出書類

旅行商品の催行後、15日以内に提出すること。最高本数が複数の場合は最終催行日からの期限とする。

- (1) 実績報告書(様式第4号)
- (2) 請求書(様式第5号)

12 交付決定の取消

会長は、申請書が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請またはその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) ツアー催行予定日、西予市、またはツアーの出発日が緊急事態宣言の実施地域又は、まん延防止等重点措置等に指定されたとき。
- (3) その他会長が不適切と認める事情が生じたとき。

13 申請先及び問合せ先

一般社団法人 西予市観光物産協会

住所 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 297 番地

TEL 0894-62-6437 FAX 0894-89-5001